

海技大学校校則

令和5年3月30日

海技大学校達第6号

最終改正 令和5年9月28日海技大学校達第2号

(総則)

- 第1条 本則は、独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）及び海技大学校（以下「本校」という。）の諸規則を維持し、海技大学校生としての自覚と良識を持たせ、機構の教育訓練方針の目的を達成することを目的とする。
- 2 本則において使用する用語は、独立行政法人海技教育機構教育規程(平成21年海技教育機構規程第9号)（以下「教育規程」という。）、独立行政法人海技教育機構教育規程実施細則（海技士教育科海技専攻課程・技術教育科編）（平成18年海技教育機構達第64号）（以下「実施細則」という。）及び独立行政法人海技教育機構技術教育科船舶運航実務課程水先コースの取扱いに関する達（平成19年海技教育機構達第6号）（以下「達」という。）において使用する用語の例による。
- 3 本則は、本校の学生、受講生及び水先修業生に適用する。
- 4 単に学生というときは、前項の学生、受講生及び水先修業生を総称するものとする。
- 5 本則に規定する事項について、別に定めのある場合は、その定めるところによる。

(通学等)

- 第2条 学生は、通学において自動車、自動二輪車及び自転車を使用してはならない。
- 2 学生は、自動車、自動二輪車及び自転車（次項の場合を除く。）を校内及び本校近隣の路上に駐車又は駐輪してはならない。駐車中における紛失、盗難等については、本校ではその責任を一切負わない。
- 3 校内の駐輪場に個人所有の自転車を駐輪しようとする学生は、学生自治会へ入会し、かつ本校学生寮へ入寮した学生であって、自転車入校駐輪届を学生課まで提出し、当該自転車に認証ラベルを貼らなければならない。

(校時)

- 第3条 校時は、原則、以下のとおりとする。ただし、各コースにおいて、別に定めのある場合は、その定めるところによる。

- | | |
|------|---------------|
| 第1時限 | 8時30分～ 9時20分 |
| 第2時限 | 9時30分～10時20分 |
| 第3時限 | 10時30分～11時20分 |
| 第4時限 | 11時30分～12時20分 |
| 第5時限 | 13時10分～14時00分 |

第6時限 14時10分～15時00分

第7時限 15時10分～16時00分

第8時限 16時10分～17時00分

(服装)

第4条 海上技術コース（専修）の学生は、原則、海技大学校学生服制規程（平成23年4月18日付け海技大学校達第22号）に従い、それ以外の学生は授業にふさわしい服装を着用しなければならない。

(教室の使用)

第5条 教室の使用時間は、原則、8時00分から19時00分までとする。ただし、教務課長が、使用時間の延長を申し出た学生の申出理由に応じて、必要と認めた場合は、この限りでない。

2 学生は、本校の許可なく教室内外の備品を移動し、また教室内外に造作を施し、あるいは改造する等現状を著しく変更してはならない。万一備品の紛失、破損等があった際には現品をもって弁償しなければならない。

3 学生は、教室の美化に心がけ、分別の指示に従い、所定のごみ箱にごみを捨てなければならない。

4 学生は、教室を含む共用部分に個人の所有物を長期間放置してはならない。なお、本校職員が発見した場合は、処分する。

5 学生は、所定の共用物品を使用することができる。

6 学生は、本校の物品を借受けたときは、各自で管理し、休学、退学、卒業又は修了時に返却しなければならない。万一紛失、破損等があった際には現品をもって弁償しなければならない。

7 学生は、本校関係者以外の者を許可なく校内へ立ち入らせてはならない。

(アルバイト)

第6条 学生（海事教育通信コースの学生を除く。）は、原則、アルバイトをしてはならない。ただし、学業を続けるためにやむを得ず行う場合に限り、アルバイト届に必要事項を記入の上、担任教員及び学生課長の承認を受けた者には、許可する。

(喫煙)

第7条 本校の建物内（学生寮を含む。）は、すべて禁煙とする。

2 喫煙は、本校が定める屋外場所でのみ許可する。

(欠席等の手続き及び考査)

第8条 欠席等の手続き及び考査は、教育規程、実施細則、達及びこれらに基づく内規に定

めるところによる。

(学生食堂)

第9条 学生は、学生食堂の使用に際して、学生課長が定める事項を遵守しなければならない。

(学生寮)

第10条 入寮生は、学生寮の使用に際して、実施細則及び海技大学校学生寮寮則（昭和38年3月1日施行）に定める事項を遵守しなければならない。

(図書室の利用)

第11条 学生は、図書室の使用に際して、海技大学校図書室利用規程（平成22年5月17日付け海技大学校達第17号）に定める事項を遵守しなければならない。

(迷惑行為等の禁止)

第12条 本校では他の学生の迷惑になる以下の物の持ち込み、行為又は他者への勧誘を禁止する。

- (1) 火薬、揮発油、火鉢、プロパンガス、その他発火又は引火性の物の持ち込み
- (2) 騒音や振動、悪臭を発する物の持ち込み
- (3) 法により所持を禁じられている銃砲、刀剣の類の持ち込み
- (4) 違法薬物及びCBD製品などの違法の恐れがある物の持ち込み及び他者への勧誘
- (5) 大型家具、大型家電、什器備品、その他社会通念上持ち込みが想定される範囲を超える備品の持ち込み
- (6) 賭博や風紀を乱すような行為、又は他の学生の迷惑になるような言動
- (7) 携帯電話の利用について、適切でない場所での会話や大声での通話など、他の学生に迷惑を及ぼす行為
- (8) 前各号に掲げるもののほか、社会通念上不適切な行為

(貴重品の管理)

第13条 現金、その他貴重品について、各自で管理しなければならない。

2 現金、その他貴重品の保管について、本校では預からない。

3 現金、その他貴重品について、万一紛失、盗難等が発生した場合には本校ではその責任を一切負わない。

(懲戒)

第14条 校長は、教育上必要があると認めるときは、学生に懲戒を加えることができる。

2 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この校則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年海技大学校達第2号)

この校則は、令和5年9月28日から施行する。